



# まちのお知らせ



## へようこそ!



◆◆◆ 道の駅「パレットピアおおの」内 子育てはうす ばすてるからのお知らせです。 ◆◆◆

3月のピヨピヨクラブでは「お楽しみ会」を行いました。それぞれのクラスで「おたのしみゲーム」を行いました。ふたばクラスでは「おさんぽゲーム」、みつばクラスでは「ゲームあそび」、よつばクラスでは「ふれあいあそび」など親子で楽しく遊ぶ姿が見られました。

新年度からは新たなピヨピヨクラブが始まります。これからも親子で楽しく過ごせる時間を作っていきたいと思えます。



▲おさんぽあそびの様子 (ふたばクラス)



▲パズルあそびの様子 (みつばクラス)



▲ふれあいあそびの様子 (よつばクラス)

### ◎5月のスケジュール (予定)

#### ピヨピヨクラブ

ふたばクラス…14日(火)

みつばクラス…16日(木)

よつばクラス…24日(金)

誕生会…13日(月)

栄養相談…20日(月)

こころ相談…28日(火)

**休館日** 1日(水)、7日(火)、8日(水)、15日(水)、22日(水)、29日(水)

※スケジュール内容は、変更する場合があります。また、詳しい内容は、ばすてるへおたずねください。

### 「子育てはうす ばすてる」からのお知らせ

日頃は、「子育てはうす ばすてる」をご利用いただき、ありがとうございます。

4月1日から「ばすてる」の入館料の徴収対象が次のとおり変更となります。

町内に住所のある人は、**無料**となります。ぜひ、ご家族でご来館ください。

※20歳以上の方は、「身分証」の提示が必要となりますので、ご了承ください。

#### ◎入館料

対象者	入館料	その他の事項
町内に住所のある人	無 料	20歳以上の方は身分証の提示が必要
町外に住所のある20歳未満の人		身分証の提示を求める場合あり
障害者手帳(身体・療育・精神)の交付を受けている人		手帳の提示が必要
町外に住所のある20歳以上の人	有 料	1人につき 100円

※身分証等提示がない場合は、入館料を徴収させていただきます。  
※くわしくは窓口及びホームページでご確認ください。



申込・問合せ先 子育てはうす ばすてる ☎ 34-1010

## おおのファミリー・サポート・センターからこ・ん・に・ち・は



▲前回の交流会の様子



▲空飛ぶロケットを作ろう

### ◎第5回ファミサポ交流会が行われます♪

6月1日(土)に、総合町民センターにてファミサポ交流会を行います。

昨年12月に行われた第4回交流会では、たくさんの会員さんやお子さんらが製作、ゲームやクリスマスコンサートなどに楽しく参加していただきました。

第5回交流会では、廃材などを利用したおもちゃ「空飛ぶロケット」を作って、作ったロケットでゲームをして遊びます。

その後は、大型絵本を楽しんでもらいます。

参加希望の方は、電話にて次まで申込んでください。

定員になり次第、締め切ります。多数の参加をお待ちしています。

また、6月29日(土)には、サポート活動スキルアップ講習会を計画していますので、ぜひ参加してください。

**問合せ先** おおのファミリー・サポート・センター(子育てはうす ばすてる内) ☎ 34-1010

## ◆大野町小中学校の望ましい学校のあり方について（答申）

3月21日、令和4年8月に諮問していただいた「大野町小中学校の望ましい学校のあり方」について、大野町小中学校のあり方外部検討委員会の原 尚委員長より答申をいただきました。

委員会では、町立小中学校の現状や今後の児童生徒数の推計などを踏まえ、令和4年に実施した学校規模適正化についてのアンケート結果や、子ども未来シンポジウムなどの意見を参考に、大野町の子



▲原委員長（左）から答申書を受取る教育長

どもたちにとってより良い教育環境は何なのかを、7回にわたり議論を重ね、このたび、3つの提言を含めた答申となりました。

### ◎提言内容

- ・「学校教育環境のあり方を考えるにあたり学校のみならず、保護者、地域の方々と熟議し共有すること」
- ・「長期的な視点では、学校再編（統廃合）を積極的に進めることが必要であること」
- ・「これまでの学校と地域の良好な関係性を踏まえつつ、それぞれがより広い視野でその関係性を見つめ直すこと」

町では答申内容を踏まえつつ、今後さらに保護者や地域住民のご意見を聞きながら基本方針・基本計画を策定していく予定ですので、皆さんのご協力をお願いします。

※答申書および過去の委員会資料は町ホームページをご覧ください。

## ◆カナダ・レベルストーク市へ 町内中学生12人派遣

2月1日から8日にかけて、大野中・揖東中の2年生12人が海外派遣事業の派遣団としてカナダ・レベルストーク市へ派遣されました。

現地では、熱烈な歓迎を受け、現地の学校で授業を体験したり、合唱やダンスを披露したりして、互いに文化交流を図りました。また、レベルストーク市の歴史や環境を学び、日本との違いを知ることができました。滞在期間中はホームステイを体験し、慣れない英語に戸惑いながらも積極的にコミュニケーションをとり、ホストファミリーとの交流を深めました。

帰国後の報告会では、生徒の一人が「言葉が違って

も伝えようとする思いで気持ちが通じ合えた。学ぶ姿勢や分かり合おうとする姿勢をこれからの生活に活かしたい」と報告しました。生徒ら全員が感想や今後の抱負を力強く発表すると、町長が「大野町とカナダの素晴らしい架け橋ができた。世界に羽ばたける人になってほしい」とエールを送りました。



▲ホストファミリーとの記念撮影の様子

## ◆要保護・準要保護児童生徒の就学援助

経済的な理由等で就学が困難と認められる町内小中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学学用品費、給食費等を援助する就学援助制度です。

### ◎認定基準

就学援助制度には次の2つがあり、その区分や児童生徒の学年により受給できる援助費目や金額が異なります。提出書類により一定の審査を行い、認定の可否を決定します。

#### 要保護児童生徒就学援助

保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する人で、生活保護世帯

#### 準要保護児童生徒就学援助

保護者が、次のいずれかに該当し、生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

- (1) 保護者が児童扶養手当法第4条の規定による児童扶養手当の受給者である人
- (2) 保護者の地方税法第295条第1項の規定による市町村民税が非課税である人

- (3) 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる人
- (4) 経済的な理由等による欠席日数が多い人
- (5) その他、特に教育委員会が必要と認める人

### ◎申請方法

申請される人は、6月10日（月）までに、児童生徒が在学する学校へ申請してください。

申請の際には、次の書類の提出が必要です。

- (1) 町要保護および準要保護児童生徒就学援助費受給申請書（様式第1号）
- (2) 児童扶養手当受給証明書（写） ※受給されている人のみ
- (3) 令和6年度所得課税証明書

※児童扶養手当を受給している人や、受給申請書中にある『承諾欄』に申請者および同居親族の署名または記名押印がある人は、所得課税証明書の提出は不要。

※令和6年1月2日以降に町内に転入された人は、前住所地での所得課税証明書を添付してください。

※この期間を過ぎても申請できますが、受付をした月の翌月からの認定（受給）となります。



## 民生委員・児童委員の日

5月12日は、この日に民生委員制度が創設されたことから「民生委員・児童委員の日」と定められています。

また、12日～18日の一週間は、民生委員・児童委員の活動を皆さんに知っていただくための「活動強化週間」となっています。

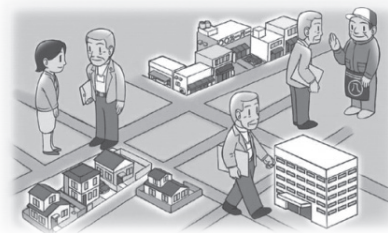
民生委員は、民生委員法に基づく地域のボランティアとして、住民の皆さんの生活上の相談に応じ、必要な援助を行っています。また、児童福祉法により児童委員も兼ねており、町では民生児童委員と呼ばれています。現在、町には36人の民生児童委員と、子どもや子育ての相談・援助を専門に担当する2人の主任児童委員が活動しています。

すべての委員は、守秘義務に則って相談内容の秘密を固く守り、個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動を行っています。福祉に関する悩みや心配ごとなど、生活の中でお困りのことがありましたら、お気軽に相談してください。

### 民生委員・児童委員 地域に根ざした活動



住民の福祉に関する相談に応じ、関係する制度やサービスについて、情報を提供します。また、ひとり暮らし高齢者等の見守りとして、定期的な訪問活動を行います。



担当地区内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握します。また、住民が必要な福祉サービス

を利用できるように、行政（相談窓口）や社会福祉協議会等の関係機関に連絡し、つなぎ役になります。

問合せ先 福祉課 ☎ 35-5369

## 交通遺児・犯罪被害遺児 激励金支給事業

県および町では、5月5日の「こどもの日」に合わせて、次のとおり交通遺児・犯罪被害遺児に激励金をお贈りしています。

### 岐阜県激励金

◎**激励金額**（申請時～高等学校等就学中（20歳未満）、年間1人あたり）

乳幼児および小学生	15,000円
中学生	20,000円
高校生等	25,000円

### ◎補助対象

義務教育終了までの人および高等学校在学中（高等専門学校3年修了までの人、特別支援学校の高等部在学中の人を含む）で満20歳未満の人で、次の（1）または（2）に該当する人

※交通遺児・犯罪被害遺児となった後、養子縁組した人、もしくは父または母が再婚し生計をともにすることとなった人は除きます。

### （1）交通遺児

5月5日現在、県内に居住し、交通事故により、それまで生計をともにしていた父または母（すでに父母がいない場合にはそれに代わる人）を亡くした人

### （2）犯罪被害遺児

5月5日現在、県内に居住し、犯罪被害（殺人や傷害致死など、故意の犯罪行為（人の生命または身

体を害する行為）により害を被ること）により、それまで生計をともにしていた父または母（すでに父母がいない場合にはそれに代わる人）を亡くした人  
※国の犯罪被害給付金制度で、遺族給付金の支給規定がされていることが必要です。

◎**申込期限** 5月10日（金）

◎**申込先** 総務課

問合せ先 県環境生活部県民生活課 ☎ 058-272-1111

### 大野町交通遺児育英会助成金

### ◎助成金額

乳幼児	20,000円
小学生	30,000円
中学生	40,000円
高校生	50,000円
大学・大学院・短期大学生	70,000円

### ◎助成対象

町内に居住し、交通遺児（養護者が交通事故により死亡または著しい障害の状態となったため生計の維持が困難である人）となり、かつ、町内に引き続き居住する人

※随時受付しています。

申込・問合せ先 総務課 ☎ 35-5364



## 認定こども園年度途中入園のご案内

認定こども園に年度途中で入園を希望される場合は、次のとおり手続きしてください。

### ◎入園申込受付

**申込期限** 入園を希望される月の前月20日（20日が土・日・祝日の場合は、その前の平日）

**受付場所** 子育て支援課

### ◎必要書類の配布

町ホームページからダウンロードまたは子育て支援課、各町内認定こども園、子育て支援施設「子育てはうす ぱすてる」備付け

### ◎町内の認定こども園一覧

類型	認定こども園名	定員	年齢	住所	電話番号
保育所型	大野町西こども園（公立）	80人	0～5歳児	瀬古480番地	32-1043
	大野町南こども園（公立）	80人		本庄200番地6	35-2002
幼保連携型	大野こども園（私立）	85人		大野240番地1	32-0022
	豊木認定こども園（私立）	130人		桜大門538番地	32-0029
	認定こども園うぐいす（私立）	55人		公郷313番地	34-2323
幼稚園型	東さくらこども園（私立）	105人		相羽763番地8	34-1533
	大野クローバー幼稚園（私立）	90人		相羽763番地8	34-1533
				桜大門30番地	35-9680



※詳しい内容は、町ホームページを確認してください。

**問合せ先** 子育て支援課  
☎ 35-5370

## 一時預かり事業・地域子育て支援センター事業

町では、子育てを支援する取組みとして、一時預かり事業・地域子育て支援センター事業を実施しています。

### 一時預かり事業

認定こども園に入園してなくても、一時的に保育を利用することができます。

#### ◎利用できる保育内容

- 保護者の就労形態などにより、一時的に家庭における保育が困難となる児童に対する保育
- 保護者の傷病・入院などにより、一時的に家庭における保育が困難となる児童に対する保育

(3) 保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するための保育

**◎対象児童** 町内に住所を有する未就園の生後6カ月以上小学校就学前の児童

※保護者が出産や介護などにより一時的に町内に里帰りする場合は、町内に住所がなく、住所地市町村の保育所に在籍している児童も対象となります。

**◎利用方法** 園によって利用方法が異なるため、事前に直接園まで問合せください。

### ◎町内一時預かり事業実施認定こども園一覧

認定こども園名	利用可能日時	利用料金	電話番号
大野町西こども園（公立）	月～金：午前8時30分～午後4時30分	3歳以上児：4時間未満600円／4時間以上1,200円	32-1043
	土：午前8時30分～午後0時30分	3歳未満児：4時間未満750円／4時間以上1,500円	
豊木認定こども園（私立）	月～金：午前9時～午後4時	3歳以上児：30分100円 3歳未満児：30分150円	32-0029
大野こども園（私立）	月～金：午前8時～午後4時	3歳以上児：30分100円 3歳未満児：30分150円	32-0022
認定こども園うぐいす（私立）	月～金：午前8時～午後4時	3歳以上児：半日800円／1日1,600円 3歳未満児：半日1,200円／1日2,400円	34-2323
東さくらこども園（私立）	月～土：午前8時30分～午後4時30分	3歳以上児：4時間未満600円／4時間以上1,200円	34-1533
		3歳未満児：4時間未満750円／4時間以上1,500円	
大野クローバー幼稚園（私立）	月～金：午前8時～午後6時	3歳以上児：4時間未満600円／1日1,200円 午前8時30分～午後4時30分1,000円	35-9680
		3歳未満児：4時間未満1,000円／1日1,600円 午前8時30分～午後4時30分1,400円	

### 地域子育て支援センター事業

育児不安の解消や地域における子育て支援を行うため、町内にある子育て支援施設や認定こども園を子育て支援拠点に指定し、子育てサークルの育成支援や育児不安などの相談・指導を行っています。

#### ◎町内地域子育て支援センター一覧

施設名	活動内容	電話番号
子育てはうす ぱすてる（道の駅「パレットピアおおの」併設）	・ピヨピヨクラブ（登録制）、おやつ作り教室、育児相談、こころ相談、その他イベント など	34-1010
子育て支援センター ももたろう（豊木認定こども園）	・ももたろうクラブ（登録制）、あそび など	32-0029
子育て支援センター すくすく（東さくらこども園）	・わくわく教室（登録制）、すくすく教室、のびのび教室、サークル活動 など	35-8533
レインボークラブ（大野クローバー幼稚園）	・あそびの会、ワークショップ、クローバーカフェ、おひるごはんの日 など	35-9680

**◎対象児童** 未就園児とその保護者

※「子育てはうす ぱすてる」は、0歳～小学6年生の児童とその保護者が対象となります。

**◎利用方法** 施設によって利用方法が異なるため、事前に直接施設まで問合せください。



# まちのお知らせ



## 病児・病後児保育の登録を！

### ◎病児・病後児保育事業とは

子どもが病気または病気のピークが過ぎても集団で保育等ができないため自宅療養が必要になったとき、保護者が仕事等の用事を理由に家庭で面倒をみるできない児童（小学校3年生まで）を専門スタッフのいる施設で一時的に預かる事業です。

### ◎利用方法

町内に住所を有する人は、大野町・池田町・神戸町・北方町・岐阜市の病児・病後児保育施設が利用できます。利用を希望される場合は、直接次の施設で登録・予約申込みを行ってください。

	施設名	利用日等 (原則：年末年始と祝日を除く月～土曜日)	住所	電話番号
大野町	特別養護老人ホームまほろば内 病児・病後児保育「アンジュ」	月～金：午前8時30分～午後5時 土：午前8時30分～午後0時30分	大野町南方 356-1	090-1418-1796
池田町	池田ふれあいサポートセンター内 病児・病後児保育室「ひまわり」	月～金：午前8時～午後5時30分 (土：休)	池田町本郷 1628-2	0585-45-3916
神戸町	高田医院内 病児・病後児保育室「オーロラ」	月・火・水・金：午前8時～午後6時 (木・土：休)	神戸町神戸 468	080-8086-8836
北方町	鹿野クリニック 病児保育園「アリエル」	月～金：午前8時～午後6時 土：午前8時～正午	北方町高屋白木 2-77	058-201-7222
岐阜市	福富医院 病児保育園「すずらん」	月～金：午前8時～午後6時	岐阜市安食1-87-1	058-238-8555
	河村病院 病児保育園「クララ」	土：午前8時～午後5時	岐阜市芥見大般若1-84	058-241-3311
	小牧内科クリニック 病児保育園「ピノキオ」	月～金：午前8時～午後6時 土：午前8時～午後4時30分	岐阜市昭和町 2-11	058-215-0101
	山田病院 病児・病後児保育園「ミッキー」	月～金：午前8時～午後6時 (土：休)	岐阜市寺田 7-98-1	058-255-1221
	世界ちゃんとモゲル丸先生の 元気なクリニック「セカモゲ」	月～金・祝日：午前8時～午後6時 土：午前8時～午後5時	岐阜市六条南 2-8-20	058-216-3745
	矢嶋小児科小児循環器クリニック 病児病後児保育室「うりぼう」	月～金：午前8時～午後6時	岐阜市日野南 7-10-7	058-214-7077
	操健康クリニック 病児・病後児保育園「パンダのしっぽ」	土：午前8時～午後4時	岐阜市藪田南 1-4-20	070-1683-3003

★変更されることがあります。

### ◎利用のながれ

#### (1) まずは登録（利用の前に登録が必要！）

登録を希望される人は、事前に「登録申請書」を希望する施設へ提出します。

登録に必要なものは、利用施設により異なりますので確認してください。

※登録は年度末まで有効のため、毎年登録が必要です。

#### (2) 実際に利用する前に施設に予約

利用時には必ず事前に利用施設に予約してください。症状や定員の確認を行います。

予約締め切り時間が施設ごとに異なります。

事前に医師の診察・医療情報提供書が必要な場合があります。

#### (3) 時間を守って送迎してください

施設から指示のあった持ち物を持参し、施設で定められた時間に送迎してください。

### ◎利用料

1人1日2,000円程度（生活保護世帯は無料）

希望者に昼食・おやつ代が別途必要な場合があります。

診察・医療情報提供書に別途費用が必要な場合があります。

### ◎持ち物

- ・処方箋・健康保険証・福祉医療費受給者証等
- ・着替え、下着・タオル、バスタオル、ビニール袋
- ・薬（医師が処方したもの）
- ・昼食
- ・エプロン、おむつ、おしりふき、ほ乳ビン、ミルク（必要な児童のみ）
- ・好きなおもちゃ、本 など

※持ち物には必ず名前を書いてください。

※施設により詳細が異なりますので、事前に施設に直接確認してください。

## 多子世帯の病児・病後児保育利用料を 4月1日利用分から補助します

### ◎対象者

町内に住所を有し、18歳以下（18歳に至る年度の3月31日まで）の子どもを3人以上扶養する保護者

### ◎補助金額・支払方法

病児・病後児保育を利用した子どもの保護者が、対象施設に支払った費用（ただし飲食物費用、消耗品費用、延長料金等を除く）を指定口座に振込みます。

### ◎申請方法・必要書類

次の書類に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、申請してください。

・町多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金申請書兼請求書（子育て支援課備付けまたは町ホームページからダウンロード可）

- 必要書類**
- ・振込先口座確認書類（通帳、キャッシュカードのコピー等）
  - ・領収書の原本（利用日、利用した子の氏名がわかるもの）

### ◎申請期限

対象施設を利用した月の末日から6カ月以内

申請・問合せ先 子育て支援課 ☎ 35-5370

## 夏休み期間中の放課後クラブ利用申請

夏休み期間中に放課後クラブの利用を希望される人は、電子申請または窓口にて申込んでください。

### ◎電子申請

#### 申請方法

次の二次元バーコードから専用サイトにアクセスし、申請してください。

※必要書類は事前に写真に撮っておくと、スムーズに手続きが可能です。

※画像が不鮮明で記載内容の確認が取れない場合には、再申請をしていただく場合がありますので、必要書類は手元に保管しておいてください。

※5月31日（金）午後11時59分の申請分まで有効。

### ◎窓口申請

#### 申請方法

次の必要書類を学校教育課窓口にて提出してください。

**受付時間** 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

※時間以外の受付不可。

### ◎必要書類

- ・放課後クラブ入所申請書（窓口申請・電子申請で申請書を記入し写真添付する場合に必要）
- ・放課後クラブの児童育成に欠ける事由証明（雇用・パート）
- ・その他証明するもの（疾病・介護等の場合：診断書・障がい者手帳・介護認定通知書の写し等）
- ・令和5年度分の市町村民税の課税証明書類（令和5年1月1日時点で町内に住所を有していなかった場合必要）

### ◎申請受付期間

5月1日（水）～5月31日（金）

※申請されても児童の入所状況により、ご希望のクラブに入所できない場合がありますのでご承知おきください。

※児童2人以上で申込みの場合は、児童ごとに申請してください。

※必要書類については、学校教育課備付けもしくは、町ホームページよりダウンロード可。

URL <https://logofrm.jp/form/ciUr/539091>



問合せ先 学校教育課 ☎ 35-5378

## ゴールデンウィーク期間中のごみの搬入

4月29日～5月6日のごみの搬入可能日は次のとおりです。

	町不燃物処理場 （相羽）	西濃環境整備組合 （下座倉）
4月29日（月・祝）	休	○
30日（火）	○	○
5月1日（水）	○	○
2日（木）	休	○
3日（金・祝）	○	○
4日（土・祝）	○	休
5日（日・祝）	○	休
6日（月・祝）	休	○

※町不燃物処理場および西濃環境整備組合への搬入については、役場において開庁時（平日の午前8時30分～午後5時15分）に申請が必要。

### ◎搬入可能時間

#### 町不燃物処理場

午前9時～正午、午後1時～午後4時

#### 西濃環境整備組合

午前8時30分～午後4時30分

問合せ先 環境生活課 ☎ 35-5372



## 新築住宅に関する補助事業等

町では町内で住宅を新築するなどして移住・定住される人を対象に、次の補助事業を実施しています。

◎申請期限 10月31日（木）まで


◎対象者 町内で住宅を取得し、入居した人

※住宅の取得とは、住宅の新築もしくは住宅の建替えまたは新築住宅の購入をいいます。住宅の増築や改築、相続や贈与により取得するものは含みません。

### ◎町新築住宅の定住奨励金事業

奨励金額	新築住宅に課される固定資産税の家屋分の額に相当する額（上限10万円） ※町内の建築業者と請負契約している場合には、15万円を限度とします。
対象となる住宅	令和元年1月2日～5年1月1日に取得された住宅 ※固定資産税の新築軽減が適用される家屋であること。
申請方法	申請書および同意書を次まで提出してください。 ※振込先については、対象家屋の所有者名義の口座情報を記入してください。
交付期間	5年間（対象となる住宅に初めて固定資産税が課された年度の翌年度を初回の交付年度とします）

### ◎町新築住宅の移住定住補助金

補助金額	町内在住の人に対しては30万円、町外から転入された世帯の人に対しては、10万円を加算します。 ※転入とは、世帯員の全員が転入届を提出して他の市町村等から町内に移り住むことをいいます。ただし、町内から他の市町村等へ転出届を提出し、転出後3年間を経過しない再転入の場合は転入とはみなしません。
対象となる住宅	令和5年1月2日以降に新築、取得された住宅 ※固定資産税の新築軽減が適用される家屋であること。
申請方法	申請書および同意書を提出してください。また、オンラインによる電子申請も可能です。 
交付期間	1年度限り（対象となる家屋に初めて固定資産税が課された初年度）

※添付書類として、「固定資産税の納税通知書」および「固定資産税の課税明細書」が必要です。  
※振込先については、対象家屋の所有者名義の口座情報を記入してください。

申請・問合せ先 政策財政課 ☎ 35-5363

## 町結婚新生活支援事業

町では経済的支援を必要とする新婚世帯を対象に、結婚に伴う新生活に係る住居費や引越費用の一部を補助します。

補助金額	婚姻時点の年齢が夫婦ともに、 39歳以下の場合、1世帯あたり最大30万円 29歳以下の場合、1世帯あたり最大60万円
補助対象世帯	・令和6年1月1日～7年3月31日に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。 ・申請時において、夫婦ともに町内に住民登録がされていること。 ・町内に3年以上定住する意思がある夫婦であること。 ・婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下で、かつ夫婦2人の年間合計所得が500万円以下であること。 ・過去に、夫婦ともに当該補助金の交付を受けていないこと。等
対象となる経費	※令和6年4月1日～7年3月31日に支払われた次の費用が補助対象となります。 1 住居費（住宅購入費、住宅賃借費用） ※勤務先からの住宅手当支給分は除く。 2 住宅リフォーム費用（住宅機能の維持ま

	たは向上を図るために行う修繕、増築、改築または設備更新等の工事費用 等） 3 引越費用（引越業者または運送業者に支払った費用）
申請方法	申請書と次の書類を添えて、提出してください。 ・戸籍抄本または婚姻届受理証明書 ・夫婦の所得証明書 ・住宅の工事請負契約書、売買契約書と領収書の写し（住居費における住宅購入の場合） ・住宅の賃貸契約書と領収書の写し、住宅手当支給証明書（住居費における賃借の場合） ・住宅の工事請負契約書、請書と領収書の写し（住宅のリフォーム費用の場合） ・引越に係る領収書の写し（引越費用の場合） ・貸与型奨学金を返済したことがわかる書類（貸与型奨学金の受給者の場合）

申請・問合せ先 政策財政課 ☎ 35-5363



# 軽自動車税（種別割）のお知らせ

軽自動車税（種別割）は4月1日現在の所有者に課税されます。

## 令和6年度軽自動車税（種別割）納税通知書

送付日：5月1日（水）

納期限：5月31日（金）

軽自動車税（種別割）納税証明書（車検用）は送付しません。

令和5年1月から軽JNKS（軽自動車税納付確認システム）稼働により、継続検査時に納税証明書の提示が原則不要となっているため、令和6年度より軽四輪、軽三輪の軽自動車税を口座振替や地方税お支払いサイト、スマートフォン決済サービス等から納付した場合は納税証明書を送付しません。小型二輪に限り、納税証明書を6月中旬に送付します。

ただし、令和7年度からは小型二輪についても軽JNKSに連携予定のため納税証明書は送付しません。

納税証明書が必要な人は、お手数ですが振替記帳済の預貯金通帳や決済済みが確認できるものを持参のうえ、税務課および住民課窓口にて納税証明書（無料）を交付申請してください。

税額は次のとおりです（条件については一部抜粋）。

### ◎原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車

車種区分		税額（年額）
原動機付自転車	特定小型原動機付自転車（0.60kw以下）	2,000円
	50cc以下	2,000円
	50cc超～90cc以下	2,400円
	90cc超～125cc以下	3,700円
	ミニカー	2,000円
二輪の軽自動車（125cc超～250cc以下）		3,600円
二輪の小型自動車（250cc超）		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他（フォークリフト等）	5,900円

### ◎四輪および三輪の軽自動車

最初（新車）の新規検査を受けた時期により、適用される税額が異なります。

最初（新車）の新規検査を受けた時期は、自動車検査証（車検証）の「初度検査年月」で確認してください。

車種区分	税率（年額）			
	平成27年3月31日までに新規登録	平成27年4月1日以降に新規登録	平成23年3月31日までに新規登録（重課）	
三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
軽自動車 四輪以上	乗用 家用	7,200円	10,800円	12,900円
	乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物 家用	4,000円	5,000円	6,000円
	貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円

### 経年車重課

- 初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した軽四輪車等について、その各年度の標準税率のおおむね20%を重課する特別措置。
- 電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッド自動車および被けん引車は対象外。

### ◎グリーン化特例（軽課）

令和5年4月1日～6年3月31日に初めて車両番号の指定を受けた軽四輪車等で、一定の環境性能を有するものについて、その燃費性能に応じて、令和6年度に限り、税率を軽課（おおむね75%、50%、25%軽減）する特例措置があります。

※（1）電気または天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減または平成30年排出ガス規制適合）

※（2）平成17年排出ガス規制75%低減車両または平成30年排出ガス規制50%低減車両で令和2年度燃料基準達成かつ令和12年度燃料基準90%達成車両

※（3）平成17年排出ガス規制75%低減車両または平成30年排出ガス規制50%低減車両で令和2年度燃料基準達成かつ令和12年度燃料基準70%達成車両

車種区分	グリーン化特例（軽課）適用車両			
	75%軽減（1）	50%軽減（2）	25%軽減（3）	
軽自動車 三輪 四輪以上	三輪（660cc以下用）	1,000円	2,000円	3,000円
	乗用 家用	2,700円	対象外	対象外
		1,800円	3,500円	5,200円
	貨物 家用	1,300円	対象外	対象外
		1,000円	対象外	対象外

### ◎異動手続きについて

軽自動車などを譲渡、廃車、住所変更したときには、お早めに手続きを済ませてください。これらの手続きをしないと引き続き課税されることとなります。詳しくは次へ問合せってください。

原動機付自転車	125cc以下	税務課 ☎ 35-5367
特定小型原動機付自転車	0.60kw以下	
小型特殊自動車	農耕作業用	
二輪の軽自動車 二輪の小型自動車		中部運輸局岐阜運輸支局 ☎ 050-5540-2053
軽自動車	三輪・四輪	岐阜県軽自動車検査協会 ☎ 050-3816-1775

問合せ先 税務課 ☎ 35-5367

### 岐阜県からのお知らせ

自動車税種別割の納期限は5月31日（金）です。必ず納期までに納めましょう。

詳しくは5月7日発送の納税通知書をご覧ください。

問合せ先 岐阜県自動車税事務所 ☎ 058-279-3791





## 町建築物等耐震化促進事業

地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、建築物等耐震化促進事業を実施します。

### 木造住宅の耐震診断

木造住宅の耐震診断を無料で実施します。

#### ◎対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅

#### ◎補助対象者

対象となる住宅の所有者

#### ◎受付期限

11月下旬（予定件数になり次第終了）

### 木造住宅の耐震改修工事に関する補助金

木造住宅の耐震改修工事に対して補助を実施します。

#### ◎補助金額

工事費120万円以下の場合 工事費の10分の9  
工事費120万円を超える場合 工事費の10分の4+60万円（1件あたり上限110万円）  
※工事内容によって異なります。

#### ◎対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に着工された木造の一

戸建て住宅

#### ◎補助対象

対象となる住宅の所有者

#### ◎受付期限

予定件数になり次第終了

### 危険なブロック塀の除却に関する補助金

ブロック塀の除却に対して補助を実施します。

#### ◎補助金額

工事費の3分の2（1件あたり上限20万円）  
※工事内容によって異なります。

#### ◎対象となるブロック塀

町道沿いに存する危険なブロック塀（町職員が現地調査します）

#### ◎補助対象者

対象となるブロック塀の所有者

#### ◎受付期限

11月下旬頃（予定件数になり次第終了）

※申込受付は先着順。

※詳しい内容は、町ホームページをご覧ください。  
か、次まで問合せてください。

申込・問合せ先 建設課 ☎ 35-5376

## 町営住宅入居者募集中

礼金・共益費なし！ 静かな環境で全室日当たり良好！ 商業施設も近くて便利！

団地名	中之元北団地（特定公共賃貸住宅）2～4階部分		
募集戸数	若干数 3DK		
住宅使用料 （賃貸条件等）	使用料	3DK 52,000円/月（駐車場1台、2㎡の物置を含む）	
	敷金	家賃の3カ月分	
	その他	インターネット回線、広場、物置、集会場、自転車置場、ゴミ集積場、エレベーター有り	
入居資格 （全てに該当すること）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年の1カ月の世帯全員の所得金額（※）が158,000円以上487,000円以下の人（所得の上昇が見込まれる人を含む）</li> <li>・ 現に自ら居住するための住宅を必要としていること</li> <li>・ 現に同居し、または同居しようとする親族があること</li> <li>・ 現に町税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと</li> <li>・ その者または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと</li> </ul>		

※ 1カ月の所得とは（年間所得金額－控除額の合計）÷12カ月

◇駐車場は、1戸につき1台です。

◇応募戸数が募集戸数を超えた場合は、抽選により入居者を決定します。

◇ゴミ当番、管理人、地元とのお付き合い等があります。

※詳しい内容は町ホームページをご覧ください。 申込・問合せ先 建設課 ☎ 35-5376